

令和4年度第2回東京都地方独立行政法人評価委員会
高齢者医療・研究分科会議事録

●日時 令和4年7月19日（火曜日）午後2時55分から午後3時53分まで

●開催方法 オンライン会議

（発信場所：東京都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N1）

●出席者 矢崎分科会長、藍委員、土谷委員、大橋委員、永山委員

●審議事項

（1）地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター第三期中期目標期間の終了時における業務・組織全般の検討（案）に関する意見聴取について

（2）地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター第四期中期目標（案）に関する意見聴取について

○施設調整担当課長 それでは、皆様、本日、定刻よりも若干早めですけれども、ただいまより令和4年度第2回東京都地方独立行政法人評価委員会高齢者医療・研究分科会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。今回はオンラインでの開催とさせていただいておりますが、会議の進行の都合上、矢崎分科会長、大橋委員におかれましては、東京都事務局とともに都庁会議室からご参加いただいております。

申し遅れました、私、施設調整担当課長の中尾と申します。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、本日の出席状況でございますが、5名の全委員にご出席いただいておりますことを報告いたします。

本日の分科会につきましては、東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱第2条に基づき、原則公開としておりますが、同要綱第4条に基づき、議事録及び会議資料につきましては、後日、福祉保健局のホームページにて掲載いたします。

続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。

オンラインご参加の委員におかれましては、事前に郵送させていただいております資料のうち、右上に資料1から資料4と付されたもののご用意をお願いいたします。なお、資料は、画面上でも共有させていただきます。

それでは、お手元にご用意をお願いいたします。会議次第も併せてご覧いただければと思います。

本日配付させていただいた資料は四つございます。

一つは、資料1といたしまして地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター第三期中期目標期間の終了時における組織・業務全般の検討案（概要）。そして資料

2といたしまして、同センターの第四期中期目標（案）骨子。そして資料3、同センターの第四期中期目標項目の推移。そして資料4といたしましては、同センターの中期目標第四期（案）・第三期との対照表になってございます。

また、あわせて、参考資料1から参考資料9まで、お手元でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

何か資料で不足等はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

そして最後に、本日、オンラインでご参加の委員におかれましては、ご発言の際はカメラに向かって挙手をしていただき、ミュート解除後にお名前をおっしゃっていただいてからのご発言をお願いいたします。

会場にお集まりの矢崎委員長、それから大橋委員におかれましては、今、この状況のままで、特段操作等は必要ございませんので、そのままの状況でこちらのマイクに向かってご発言をお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、矢崎分科会長にお願いしたいと思います。矢崎分科会長、よろしくをお願いいたします。

○矢崎分科会長 矢崎でございます。先生方、本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、まずはじめに、法人の第三期中期目標期間の終了時における組織・業務全般の検討（案）についてでございます。

委員の皆様方から種々の貴重なご意見を承り、ありがとうございました。

それでは、事務局からよろしく申し上げます。

○施設調整担当課長 それでは、お手元でございます資料1、こちらのほうをご用意をお願いいたします。

こちらの法人の第三期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討案（概要）について、ご説明をさせていただきます。

また、あわせて参考資料9、第三期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価（案）もご参照をお願いいたします。

まず、この組織・業務全般の検討につきましては、地方独立行政法人法第30条に規定されており、中期目標の終了の年次において、その中期目標期間における業務実績に関する評価を行ったときは、その法人の業務の継続、または組織の存続の必要性、その他業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づいて、例えば業務を廃止、もしくは移管、または組織の廃止、そのほかの所要の措置を講ずるものと定められております。

また、この検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聞かなければならないとも規定されております。

法人が都の政策を実施する期間として、効率的かつ効果的な業務運営を目的としていること。また、法人に公的な資金を投入していることも含めて、法律上の特別

な地位を与えた上で業務を担わせる、行わせる必要性について検討する必要があります。

また、組織形態は適切なのかということにつきましても、この第三期中期目標期間における法人の業務実績を検証する過程で確認していくというのが、法の趣旨でございます。

法人の業務及び組織の必要性・有効性を検討するに当たり、第1回本分科会においてご審議いただきました、第三期中期目標期間における業務実績評価につきまして、改めて確認させていただきます。

第1、見込まれる業務実績評価の下段のほうをご覧ください。

見込み評価におきましては、全体評価として中期目標の達成に向けて、優れた業務の達成状況にあると評価しております。項目別評価につきましては、20項目それぞれのこの4年間の評定を踏まえまして、中期目標の達成状況が「極めて良好」とするS評価をつけたのが、参考資料の4ページ目にある項目10「高齢者に特有な疾患と老年症候群を克服するための研究」と、次のページの項目13「研究推進のための基盤強化と成果の還元」、この二つになります。

また、中期目標の達成状況が「良好」とするA評価としたものが、病院部門では、2ページの項目1から3の三大重点医療「血管病」「高齢者がん」「認知症」、こちらと項目4の「生活機能の維持・回復のための医療」、そして項目6でございます「救急医療」、こちらの5項目となっております。

研究部門につきましてはA評価をつけたのは、S評価をつけた項目以外の全ての項目となります。

また、経営部門では7ページ目をご覧ください。

こちらの項目19「コスト管理の体制強化」、そして項目20「法人運営におけるリスク管理の強化」、この二つをA評価とし、全部で10項目となっております。

標準的な「概ね良好」とするB評価につきましては、20項目のうちS、A以外の8項目につけてございます。

この見込み評価を踏まえ、来年度から始まる第四期中期目標期間の法人の事業運営におきまして、委員の皆様から、この後、ご意見を頂戴したいと考えております。

次に、法人の業務及び組織の必要性・有効性と運営形態の適切性について検討した内容になります。資料1の裏面をご覧ください。

法人の業務及び組織の必要性・有効性につきましては、2025年以降、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり超高齢社会を迎え、高齢者をめぐる医療や介護の需要が、量、また質ともにますます求められる中で、法人が重点医療をはじめ高齢者の特性に配慮した医療を充実してきたこと。また、高齢者の専門病院として、患者一人一人の生活の質を重視した医療を提供したこと。また、法人の特徴である

医療と研究とが一体となった取組、主に認知症予防や認知症との共生、また、フレイル予防を目的とした予防研究を一層推進してきたこと。

さらに、公的医療機関として、都の施策に貢献してきたことなど、これらの実績を踏まえ、病院と研究所とが一体となった組織の運営、これが中期目標達成のために有効に機能してきたこと。引き続き、高齢者の健康増進や健康長寿の実現に向けて、記載の取組を実施していくことが必要であるというふうに考えてございます。

次に、2の運営形態として法人の適切性を考える上で、地方独立行政法人制度の観点から検証を行った結果、独立行政法人ならではの機動的、弾力的な予算執行や、業務内容に応じた弾力的また効率的な人員体制の確保に関して、新型コロナウイルス感染症への対応においては、迅速にPCR検査体制を確立し、検査の依頼にも積極的に答えてきたこと。また、医師事務作業補助者を積極的に活用し、医師の負担軽減を進めてきたことが、実績として挙げられております。

収入確保やコスト管理の継続的な取組に関しては、病床の一元管理による救急患者の積極的受入れや、新規入院患者の獲得により、収入確保に取り組んできたことのほか、診療材料費、また委託費を不断に見直し、コスト削減にも取り組んできたことが実績として挙げられております。

なお、公的医療機関として、都の施策に貢献したこととして、コロナ患者の積極的受入れのほか、コロナ陽性者の宿泊療養施設やワクチン接種会場など、院外へ職員を率先して大量に派遣した取組がありますが、組織の必要性、有効性だけでなく、公共性の高い事業を行う独法の役割より、運営形態の適切性を検討する上でも、法人のこういう運営形態というのが適切なのではないかと考えてございます。

以上のことから、引き続き、地方独立行政法人としての自立性をより発揮し、効率的・効果的に業務を推進していくことが適切であると判断しました。

次に第3、第三期中期目標期間の総括と今後の法人事業の在り方について。

まず、所要の措置の必要性につきましては、これまでの法人の組織の必要性、有効性、また法人の適切性、また法人の業務内容、組織構成、運営形態に関して、総じて適切、妥当なものと判断され、特段の措置を講ずる必要性は認められないとしております。

一方で、次の第四期中期目標期間に期待される取組としては、五つ挙げてございます。

一つは、大都市東京にふさわしい地域包括ケアシステムの構築に貢献していただきたいということ。二つ目には、人生100年時代を見据え、介護予防・フレイル予防、また認知症との共生・予防など、健康寿命の延伸に寄与していただきたいということ。三つ目に、公的医療機関として地域連携を一層推進するとともに、災害や感染症など緊急事態への対応を強化していただきたいということ。さらに四つ目の高齢者医療・研究の実績や人材育成のノウハウを活用し、地域や次世代における

質の高い専門人材を育成していただきたいということ。最後に、さらなる収支改善を図るとともに、地方独立行政法人としての特性を生かした機動的な経営判断や弾力的な予算執行をより一層、推進していただくこと。

以上五つの取組を法人に求めたいと考えております。

以上が審議事項の1番の説明となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○矢崎分科会長 ありがとうございます。

この案については、委員の皆様から貴重なご意見を多くいただきまして、それを基にして、まとめさせていただいたところがございます。

今の説明について、改めてどなたかご質問、あるいはご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○大橋委員 質問があります。

○矢崎分科会長 どうぞ、よろしく申し上げます。

○大橋委員 「コスト管理の体制の強化」のところ絡んで確認したいのですが、見込み評価では、例えば5年ある中でAが何個、Bが何個あるからということが非常に重要な要素なのか、それとも、その5年間で徐々に改善されていった場合にその改善された状況をより重視するのかということを確認させてください。

コスト管理の体制の強化のところでは、Bが二つ、Aが二つですけれども、後になるほど、委託業者を使ったりとか、コストもベンチマークを使ったりということで、ここ2年ぐらい非常に改善努力をされており、そこに注目すればAで問題ないかなと思われまして、確認させていただきたいと思います。

○施設調整担当課長 ありがとうございます。

今の大橋委員からのご質問においては、評価項目ごとにその過程の今までの実績の積み上げであったり、あるいは今のこの令和3年度までの評価地点、における達成状況を評価するのが適当なのか、評価項目によって分けられるのかなと考えております。

法人においては、この収入確保、コスト管理につきましては、直近、この2年間ぐらい様々な工夫を凝らして、あらゆる努力をしてきたという、それが金額としてはそんなに実績、上がらないものかもしれないんですけども、法人としてでき得るありとあらゆる努力をしてきたところを、我々としては評価したいと考えております。

○大橋委員 分かりました。

○矢崎分科会長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

藍委員、何かご意見、ございますか。

○藍委員 藍です。ありがとうございます。

特段、今までのご説明に異論はございません。ありがとうございます。

○矢崎分科会長 土谷先生、いかがですか。よろしいでしょうか。

○土谷委員 私からも、特にコメントはありません。

○矢崎分科会長 ありがとうございます。

永山委員、よろしいでしょうか。

○永山委員 ありがとうございます。私からも特にございません。

○矢崎分科会長 ありがとうございます。

それでは、この検討案について、皆様からご承認いただいたということにさせていただきます。

長らくご検討いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、次の議題である、法人の第四期中期目標（案）について、事務局からお願いいたします。

○施設調整担当課長 それでは、次の地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの第四期中期目標（案）骨子を主に用いまして、資料2、そして資料3、資料4と併せてご覧いただければと思います。

こちら、地方独立行政法人の中期目標につきましては、昨年度、局内に検討組織を立ち上げまして、健康長寿医療センターをオブザーバーに迎え、検討を進めてきたところでございます。

また、外部委員の皆様にも局案を検討する段階において、ご意見をいただき、まとめ上げたものということで、今、皆様のお手元でございます。

資料につきましては、この骨子を主に用いてご説明をさせていただきたいと思っております。

この第四期中期目標の構成につきましては、前文と五つの柱で成り立っております。この五つの柱につきましては、地方独立行政法人法において、中期目標に定める事項として規定されております。

まず、前文につきましては、資料4の2ページ目、こちらのほうをご覧くださいませでしょうか。

2ページ目の下線部分が、第三期からの変更箇所となっております。2ページ目の「こうした中」以降に記載してございますが、ここにおいては、高齢者施策に関係する都のビジョンであったり、また、計画における重点分野など、都における高齢者施策、また、医療の動向について言及してございまして、次の3ページ目の2パラグラフに、これらの動向を踏まえ、第四期中期目標期間における法人のミッションを整理してございます。

この内容につきましては、先ほどの組織・業務全般の検討で用いた資料1の裏面、第3（2）の「第四期中期目標期間に期待される取組」をこの箇所に記載してございます。

次に、資料2の骨子に戻って、こちらのほうをご覧くださいませでしょうか。

1の中期目標の期間でございますが、これまでの中期目標を期間の設定も考慮し

まして5年が妥当だと考え、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5か年間としてごさいます。

次の2から、中期目標の内容になります。資料3につきましても、併せてご覧いただければと思います。

今期、三期からの変更箇所といたしましては、まず病院部門については、2（1）の中期項目、こちら資料3のほうをご覧ください。

「高齢者の特性に配慮した医療の確立・提供と普及」というものから「高齢者の健康長寿を支える医療の提供・普及」というふうに変更してごさいます。これに含まれる小項目につきましても「ア 三つの重点医療を始めとする高齢者医療」を、第四期につきましても「健康長寿を阻害する疾患等に対する高齢者医療の提供」へと変更し、三期までの三つの重点医療、これに加えて「（エ）高齢者糖尿病医療」を新規項目として付け加え、四つの重点医療と位置づけてごさいます。

この高齢者糖尿病医療を新たに付け加えた趣旨といたしましては、高齢者の糖尿病につきましても、壮年期と比べ、血糖コントロールが大変難しく、糖尿病学会のガイドライン策定にも携わっている健康長寿の知見が、超高齢社会においてますます重要であると考え、合併症予防にも有効であることや、地域連携を進める中で法人の知見の普及が期待できるということから、重点医療に加えてごさいます。

次に、資料3に戻っていただきまして、重点以外の医療といたしましては、三期では（エ）として「生活機能の維持・回復のための医療」としていたものを、四期においては「（オ）高齢者の特性に配慮した医療」と項目名を変更し、内容を拡充してごさいます。

ここでは、患者一人一人の症状に応じて、全人的、包括的医療の提供により、生活機能の維持やフレイル状態からの回復を支援すること。また、これまで法人が提供してきた、治し支える医療である高齢者医療モデルを、第四期においてはフレイルの視点をより一層重視した新たな高齢者医療モデルとして、予防やフレイルの観点を加えた高齢者医療として提供していく。また、地域連携を進める中で、地域の保健医療、また福祉関係者のフレイルに関する対応力向上を目指していくこととしてごさいます。

次に、第三期においては（1）の「イ 地域医療の体制の確保」を、第四期では「地域における公的医療機関としての取組」と名称を変更するとともに、イの「（イ）地域連携の推進」を第四期では「（イ）地域連携の推進」のほかに、新たに（ウ）といたしまして「災害・感染症等の緊急事態への対応」というものを文に独立させて、項目を立ててごさいます。

これは、今般の新型コロナ感染症や、今後予想される自然災害に対し、医療機関として十分な対策を取る必要があることから、新たに項目立てをしたものでごさいます。

次に、第三期においては「ウ 医療安全対策の徹底」としていたものを、第四期ではその名称を「安心かつ信頼できる質の高い医療提供体制の確保」へと変更し、第三期では別々に位置づけられていた「医療の質の確保・向上」、これと「患者サービスの向上」、二つを「安心かつ信頼できる質の高い医療提供体制の確保」、この下に配置してございます。

次に研究部門でございますが、第三期における（２）ウ「老年学研究におけるリーダーシップの発揮」に（３）アの「トランスレーショナル・リサーチの推進」を加え、一部拡充としてございます。

トランスレーショナル・リサーチを加えたことで、病院と研究所との共同研究をより一層推進し、研究成果を実用化へつなげる取組を推進するとともに、研究分野におけるデジタルトランスフォーメーションを、次の第四期においては積極的に進めていく姿勢を打ち出しております。

また、第三期においては「（３）医療と研究が一体となった取組の推進」という項目名を、第四期では「法人の資源を活用した政策課題への対応」へと変更し、「介護予防・フレイル予防」と「認知症との共生・予防の取組」という二つの重点分野への対応として整理しました。

東京都から委託している介護予防・フレイル予防推進支援センターや、認知症支援推進センターなどの取組も、ここで評価する形になります。

次に、人材育成に関しては「（４）高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成」を一部拡充しております。具体的には、資料４の対照表をご覧ください。こちらの１３ページ目に記載の最後の丸に位置づけられております。

１３ページ目の最後の丸でございますが、「地域の保健医療・福祉関係者のフレイルに関する対応力の向上を図るため、フレイルの視点をより一層重視した早期からの「予防し、治し支える医療」を担う人材を育成する」ということを新たに、第四期においては加えてございます。

最後に経営部門になります。大項目３「業務運営の改善及び効率化に関する事項」としまして、「地方独立行政法人の特性を生かした業務の改善・効率化」として、DXの推進により、法人の業務運営及び患者サービス等を改善し、患者のクオリティ・オブ・サービスの向上を図るといったことも新たに打ち出しております。

なお、毎年度、法人の業務実績を評価するに当たり、評価項目の数が今期と比較して２増１減となり、合計２１項目、こちらで今後評価することとなります。

以上が法人の第四期中期目標（案）の説明となります。

○矢崎分科会長 ありがとうございます。

今の説明につきまして、どなたかご質問、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○大橋委員 「財務内容の改善に関する事項」で、今回、収入の確保とコスト管理の体制強化のところの一つの項目にまとめられています。収入とコストを一体として管理するというのは違和感はないんですが、そういうくりに今回、変えられたことの理由を伺えますか。また、細かいですが、資料4の14ページの3(1)の2ポツ目の「ライフ・ワーク・バランスを推進するとともに」というところの記述に関して、これは、医師の方の働き方改革のことも念頭に置かれていると思いますが、お医者様の働き方改革によって病院の人繰りが難しくなることが考えられます。

この大項目は「業務運営の改善及び効率化に関する事項」なので、お医者様にとってのライフ・ワーク・バランスという観点に加えて、それを実現するために、どう人繰りをうまく回していくかという業務運営の改善や効率化も、当然、センターのほうで念頭に置かれていると思います。

そこをここで明示することによって、センターが今後行うであろう、病院を全体的にうまく回していくための見直しも評価できるようになるかなと思われ、表裏一体なので、そこを触れなくていいのかなと思っています。そこを書かれていない理由というのが伺いたい点です。

○施設調整担当課長 まず、1点目の資料2の裏面の4「財務内容の改善に関する事項」ということで、第三期においては、項目をそれぞれ「収入の確保」また「コスト管理の体制」と別々に評価をしていたところなんですけれども、やはり法人における効率的な予算執行であったりとか、そういうものを評価するに当たっては、収支改善という視点がとても大事になってくるだろうと。

その場合、やはり収入だけの評価ではなくて、支出面も含めて合体して評価すべきだと考えていまして、第四期においては、項目20という形でまとめさせていただいています。

それがまず1点目と、ご質問の2点目、こちらの資料の4の14ページ目ですね。3の(1)の二つ目の丸「ライフ・ワーク・バランス」、大橋委員がおっしゃるとおり、まず2024年に医師の働き方改革を着実に実行していかなければならないということが目前に迫る中で、やはり独立行政法人として、限りある人的、物的資源を集中、また選択しながら、どこに投下していくべきなのかというところ。

それにおいては、業務の改善・効率化を進めていくという視点が一方である中で、もう一つ、医師の働きやすい環境づくりというのも、この中では一番重要になってくるのかなと考えてございます。

実際、ドクターのライフ・ワーク・バランスを実施することで効率化をしていくというようなところでは、もしかしたら、もう少しこういう観点を追加したほうがいいのかなどというご意見かなとは思いますが、実際、これを目標として、今後法人が作成する中期計画に落とし込んでいったときに、どういう評価項目、あるいはどういう評価の視点で、この項目を見ていくべきかというところについて

は、まず、委員の先生からも、様々、ご示唆をいただければと考えてございます。

○大橋委員 ありがとうございます。

1点目について、趣旨は全く異論がなく、収入は公定価格である中で、やはりコスト管理の重要性というのがあるので、一体的に管理するということの重要性、今、まさしくご説明なされたことは、あちらに当然伝えられると思うので、そこで強調された観点としてセンターの方に認識していただければ、財務管理という視点がより強化されるかなと思われ、今のご説明で納得しました。ありがとうございます。

○矢崎分科会長 そのほか、いかがでしょうか。

藍委員、いかがでしょうか。

○藍委員 ありがとうございます。

1点、DXの推進、今、供覧されているところには、管理のところDXとありますけれども、研究のところにもDXとあり、昨今のキーワードなので当然のように入ると思うんですけれども、例えば、今回の中期目標という中で、具体的にどこまでを目標として求めるんですかね。世の中、一般的にDX、DXと言うんですけれども、例えば、その道具を導入するということなのか、それともDXを実際扱える人材の導入なのか。実際に例えば研究や何かであれば、そのDXによって得られたアウトカムまで求めるのか。

ちょっと、その辺りがかなり漠然としていて、この後、計画を立てる上で、どういう計画が立つのかなというところが、少し我々も見えるといいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○施設調整担当課長 ありがとうございます。

こちら、研究のほうの項目13「老年学研究におけるリーダーシップの発揮」の中で、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進というのを、第四期においては新たに項目出しといたしますか、記載してございます。

これは、既に健康長寿医療センターの研究部門において、認知症研究、令和2年度から進めている認知症研究において、AI等を活用した認知症予防の研究を進めているというところで、こういう最先端の機器なども活用しながら、いかにその研究成果を都民生活に還元できるかというようなアウトプット、さらにその次のアウトカムのものも、この項目、この目標に紐づく計画の中で、きちんと評価をしていきたいというふうに考えてございます。

DXにつきましては、ツールを用いることが主眼なのか、あるいは、その用いたツールをもって、ちゃんと実績を示すことが主となるのか、どちらかという健康長寿の研究部門においては、やはり研究成果、実用化、都民還元というようなところまで求めていきたいと考えています。

○藍委員 ありがとうございます。

そうすると、研究のほうでは、もう第三期のうちから何らかの種まきはされてい

て、ある程度、四期中にアウトカムまでを求められるような目標、この後の計画まで立てられる見込みがあると理解しました。

それから、先ほどの大橋先生からのコメントにもありますけれども、この項目18、19の業務部門の改善とか効率化のところのDXに関しては、いかがでしょうか。

- 施設調整担当課長 こちらのほうにつきましても、なかなか医療の病院部門の、例えば法人運営全体で、どのようなDXを進めていけるのか、それによって、法人としての人的また物的な資源をどういう形で投下、より効率的に運用できるのかというところを、まだ、法人とともに検討しているところでございます。

ここにつきましては、様々な病院であったり研究所、また独立行政法人として様々な団体が今、DXに向けて動きがあると聞いております。どのようなツールを用いることが、この独立行政法人の経営において、より有効に機能するのか。第四期が差し迫る中で、我々、引き続き法人とともに検討し、実用化に向けて動き出していき、目指すべきところはクオリティ・オブ・サービス、法人全体のサービスの質をさらに上げるということに求めていきたいと考えてございます。

具体的なツール、何を用いるのかということにつきましては、引き続き検討しているところでございます。

- 矢崎分科会長 よろしいでしょうか。
- 藍委員 ありがとうございます。ちょっと追加で、よろしいですか。例えば、病院の業務で言うと、恐らく電子カルテというのは、もう一種のデジタルトランスフォーメーションじゃないですけど、紙カルテのデジタル化が既に行われていることになると思うんですね。その活用とか、そういう部分というのは、やはり今、供覧いただいている、ここで目標を立て、計画を立てということが想定されているという理解でよろしいですか。
- 施設調整担当課長 診療情報の共有化というものにつきましては、地方独立行政法人1団体でできるものではなくて、おおよそ日本全国、日本医師会であったりとか、国の動向なども注視しておく必要があると考えてございます。
診療情報につきましては、各医療機関が共有することで、より患者さんの診療へのかかりやすさであったり、それが、行く行くは患者サービスの向上につながるものだと考えてもございますけれども、どのようなルールであったり、どのような基盤で、そういう患者情報、個人情報を取扱いができるのかということにつきましては、引き続き、国であったりとか、国に関わる様々な団体などの動向も注視していきたいというふうに考えてございます。
- 藍委員 ありがとうございます。
- 矢崎分科会長 そのほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。永山委員から、お願いします。

○永山委員 ありがとうございます。

内容としては、とてもいいと思っているのですが、「(3) 法人の資源を活用した政策課題への対応」のところで、いわゆる社会への還元をこれから拡充していくことを目標として掲げられるということですが、今も既に社会還元ということには積極的に取り組まれていると思います。現状でどのような点が不足していて、どのような点を拡充していきたいと考えているのでしょうか。

先ほどの藍先生のご指摘と重なりますが、具体的にどういう目標を、この項目について掲げようとしているのかなというのが分かればと思いました。

○施設調整担当課長 第四期におきましては、この「法人の資源を活用した政策課題への対応」という項目名から、まず変更してございます。

これは、政策課題というものを、第四期、令和5年度からは、介護予防・フレイル予防の視点というものと、それから認知症との共生・予防の取組、この二つで、まず整理をさせていただいてございます。

行政としても、今後の高齢社会において、この二つが重点分野に位置づけられるだろうという考えから、健康長寿においても、特にこの二つの分野における医療と研究の連携の推進というものを強く求めていくということが、まず前提でございます。

それにおいて、介護予防・フレイル予防の取組につきましては、一つ課題としてあるのが、やはり健康長寿の今まで培ってきたノウハウをこれからますます地域に還元し、地域においてその介護予防・フレイル予防の力を、スキルを向上していただきたいというのが1点ございます。

それにおいては、既に健康長寿においても、フレイル予防サポート医という人材育成を介して、地域力の向上というものも図っているところではございますが、そういうような取組も含めて、健康長寿においては、法人内での取組の発信力というものをよりもっと高めていただき、地域の医療機関、また、都民に対してきちんと研究成果というものを発信し、そこを確実に還元していただきたいというのが1点ございます。

また、あわせて認知症との共生・予防の取組ということにつきましても、ますます認知症の予防、また、今まで健康長寿の社会系の研究分野の中で取り組んできた、その共生との問題というようなことに関しましても、やはり様々な良い研究、実効性のある研究などもされている中で、なかなかその発信力というものが、まず一つ弱いところと、やはりその研究の取組につきましても、都度、こういうものが今後、都民の生活にとって有益であるというようなところを、きちんと法人のほうからも発信していただきたいというのが、まず1点ございます。

そのベースに立った上で、健康長寿だからこそ進められる、この研究の取組というものが、今後、どのような形で実現化し、我々都民のほうに還元できるのか

というところを、きちんと明示してもらいたいなというふうには考えてございます。

○永山委員 ありがとうございます。

とても重要なポイントだと思います。一方で、今ご説明にもありましたように、これまでも発信力ですとか、訴求力というところが課題ということは指摘されてきております。そこをいかに都民からも「還元してもらっているな」と実感ができ、センターの側も手応えが感じられるような還元が確立できればいいなと思いますので、今後もぜひ進めていただければと思います。

以上です。

○矢崎分科会長 ありがとうございます。

土谷委員、何かコメント、ございますでしょうか。

○土谷委員 今ありました項目の15、フレイルのことなんですけれども、フレイルを進めていくと、行政の壁にどうしてもぶち当たります。組織横断的にやっていかなきゃいけない話なんですけれども、あちらは福祉の話で、こちらは介護の話でということで、なかなか行政の壁に阻まれがちなので、都立の病院で東京都のバックアップを受けながら、それを突破して行ってほしいなと思いますので、期待しているところです。

行政のサポートも受けながら進めばいいなと思っています。健康長寿でうまくいけば、それを全都的に広げていきたいと、東京都医師会としても考えています。

あと、もう一つ、項目8なんですけれども、これまで評価していく中でも、コロナの評価をどうしたらいいかと、ずっと私たちは悩みながらやっていたわけですが、こうして新規項目として「災害・感染症等の緊急事態への対応」というのが含まれましたので、評価しやすくなったかなと思います。

第8次医療計画においても、5疾病5事業の中に1個追加、災害・感染症が追加されましたので、それとの整合性も取れていいのかなと思います。

私からは以上です。

○施設調整担当課長 ありがとうございます。

○矢崎分科会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○大橋委員 1点だけ、すみません。追加で。

○矢崎分科会長 はい、どうぞ。

○大橋委員 先ほどの藍委員からご意見があったDX関連とか、電子カルテのお話があって、それでちょっと1点、細かいことなんですけれども、資料4の16ページの5「その他業務運営に関する重要事項」の1点目に書いてある、今回、追加というか、新たに書かれている「東京都個人情報の保護に関する条例等の法令に基づき、個人情報保護とサイバーセキュリティ対策の徹底を図る」という点に関してなんです。非常に細かい点で恐縮なんですけれども、個人情報保護に関する根拠法令と

というのは、ここで挙げられているんですが、サイバーセキュリティー対策については根拠法が違い、個人情報保護、例えば、システム以外で紙媒体の保護とかも対象範囲になりますし、それからサイバーセキュリティーというのは、例えば個人情報、システムの個人情報が漏えいするという話だけではなく、例えば暗号化されてしまっただけでカルテ情報が使えなくなるとか、そういう話もあるので。

そのDXということを全面的にうたっていくことの裏面として、やはり、そこら辺の管理というのが非常に重要になっていく中で、ここで挙げられているのが「等」と書いてあるのでいいのかもしれないんですけど、個人情報保護に関する根拠法令だけ書くという形でいいのか、そのサイバーセキュリティーに関するものも何か明示したほうが、センターのほうとして管理するに当たり、どういうアプローチを取っていくかということがより分かりやすいかということが一つ。

あと、その法令遵守だけではなくて、特にサイバーセキュリティー関係というのは、直近事例でどういうことが起きているかということや自己側を振り返るといふか、同じような弱い部分がないかということになる、アラートとして認識することができるわけですし、そういうのが、これもされていると思うんですが、既に。そういう観点が重要になるので、ここに細かくまで書き込まなくても、伝えていただくときに、やはりその直近事例等も注視しながらということが非常に重要であるということは、ちょっとお伝えいただくと。もっと細かいレベルの話になりますけど。

そこら辺が重要かなと、ちょっと藍委員のお話を伺っていて思いましたので。そういうことになります。

○施設調整担当課長 ありがとうございます。

サイバーセキュリティー攻撃につきましては、本当に昨今、病院で様々なセキュリティーが狙われているというところで、やはり様々な、危機管理を想定して、机上であったり、また実働であったり、訓練を展開されているというふうに聞いてございます。

そもそもこの5の最初の丸1で、個人情報の条例だけでいいのかというような特出しの点なども、ちょっと改めて内部のほうでは検討させていただき、場合によっては、計画などのほうに具体的に盛り込み、また、そこらからいかに行動につなげていくかというようにところで、ある意味、一連性、連続性を持たせたいというのが1点ございます。

そして2点目は、法令遵守だけではなく、いわゆる健康長寿においては、よく法令遵守におけるコンプライアンス研修とか、その実施回数をもって、今まで評価してきたというところなんですけれども、やはり、より実働性といいますか、実効性を上げるというような観点も、恐らく大事なんじゃないかというようなことで、今、大橋委員からご指摘があったので、その点につきましても、法人のほうには、今後

計画、また、単年度事業計画を進める中でも、こちらのほうから、ある意味、助言といえますか、指示、指導させていただければなというふうに考えてございます。ありがとうございます。

○矢崎分科会長 よろしいでしょうか。

少し私のほうから、コメントをさせていただきたいと思いますが、この東京都の健康長寿医療センターは、大変すばらしい研究所があるんですね。それは、施設の面から見ても、人材の視点から見ても、物すごく充実した、これは、ほかのセンターにはない機能を持っていて、前文の法人の位置づけについて、最初に「病院と研究所が一体化した法人である強みを生かし」というふうにあります。

それを、第四期を拝見しますと、「法人の資源を活用した政策課題への対応」となっていますが、三期の医療と研究が一体となった取組の推進というのが非常に分かりやすかったかなと思って、そういう視点から、三期でトランスレーショナル・リサーチとか、研究成果の社会への還元とか、そういうものは入っていたように思うんですね。ですので、ちょっと三期のほうの方が分かりやすかったかなと、この部分は感じます。

それから、先ほどからDXのお話がありましたけれども、やはり大変充実した研究所を持っているセンターとしては、ぜひ、医療のデータサイエンスとか、そういう単に電子カルテをどうのということではなくて、医療データをどういうふうに活用して社会に還元するかというような、そういう視点からの研究を推進する必要があるのではないかと。せっかく研究所がありますのでね。

今の人材では、それは、なかなか難しいとなれば、やはりデータサイエンスの分野での人材を新たに招聘して充実を図るとか、そういう視点があってもいいのではないかと。少し、せっかく充実した研究所をお持ちですので、そういう視点から、DXそのものの研究の在り方から、実現、あるいは社会に還元という意味でやっていただければなというふうに感じたんですね。

そういうコメントで。

○施設調整担当課長 ありがとうございます。

○矢崎分科会長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今、ご意見をいただきましたが、そのご意見を生かしながら、この中期目標の骨子ですね。それをさらに検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

本日の議事は以上となりますが、大変、ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

来週も、第3回目の分科会がありますね。それについて、ちょっと説明いただけますか。

○施設調整担当課長 それでは、来週の第3回分科会につきまして、事務局のほうからご説明させていただきます。

来週は、たしか25日ですね。また、こちらのほうの同じ時間帯で開催をさせていただくという形になります。

第1回目、先週ご審議いただきました令和3年度の業務実績評価、そして三期の中期見込み評価、そしてまた、本日もご審議いただきました、この三期中期目標期間の終了時における組織・業務全般の検討、そして、さらに第四期中期目標（案）につきまして、委員の皆様からの意見を確定させていただきまして、この後、8月8日に開催する予定でございます親会、第2回評価委員会におきましては、今回法人の、この令和3年度の業務実績評価以外をここの親会にて諮る予定でございます。

これをもちまして、法人の第四期中期目標の案、そして第三期中期目標の終了時における見込み評価、また、それに伴う組織・業務全般の検討というところが固まりまして、それをもちまして、9月の議会への報告という形を進めていきたいと考えてございます。

また、なかなか本当に短い時間の中での審議になりますので、改めて前回の資料も含めて、見返していただいたときに、ちょっとこの辺り、親会に諮る前に分科会の意見、委員のご意見としていただけるようでありましたら、また別途、事務局のほうより意見聴取表なるものをご送付させていただきたいと思っておりますので、その点につきましても新たな、本日、例えば資料1にございます第四期中期目標期間の事業運営に向けた主な意見、こちらは今、まだ空欄になってございます。今までも、委員の皆様におかれましては、様々意見をいただいたところでございますが、より、きちんと意見としてまとめておきたいと思っておりますので、この点につきましても、この後、またご意見等をいただけるのであれば、改めてその意見聴取表等でお寄せいただければと存じます。よろしく願いいたします。

○矢崎分科会長 ありがとうございます。

来週月曜日は、全体のまとめの会でございますので、また、資料がたくさん出てくるかと存じますけれど、ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事は以上となりますが、大変議論にご協力いただきましてありがとうございます。

それでは、事務局から、お知らせをお願いいたします。

○施設調整担当課長 本日は、矢崎分科会長はじめ、委員の皆様、お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日の分科会は以上で閉会となります。本当にお忙しい中、ありがとうございます。また、次週もよろしく願いいたします。

○矢崎分科会長 どうもありがとうございます。